

青森県報

第二千八百六十八号

平成十九年
十二月十日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
保安林の指定予定	(林政課)	五
公共測量の実施	(監理課)	五
公共測量の終了	(同)	五
肥料の検査結果の概要の公表	(食の安全・安心推進課)	六
建設業者の許可の取消し	(東青地域)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七
出先機関	(同上)	七
道路の位置の指定	(同上)	七

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(経営管理課) ……七

告 示

青森県告示第八百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
医療法人愛歯会黒田歯科診療所	三沢市中央町二丁目四の二〇	平成十九年七月二五
医療法人フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	一九二〇・三
株式会社コムスン訪問看護ステーション八戸	八戸市長苗代二丁目二〇の一〇一	一九二一・一
いずみ薬局相馬	弘前市大字五所字野沢三九の一〇	一九二二・二

青森県告示第八百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
小杉デンタルクリニク 医療法人愛歯会黒田歯科 医院 フルダテ歯科 おおま歯科 日本調剤弘前薬局 たむら薬局浜通り店 サカ工業局とわだ中央	弘前市大字早稲田二丁目一 三沢市幸町一丁目二の一 八戸市内丸三丁目九の九 一 下北郡大間町大字大間字大間二八の 弘前市大字本町五二 八戸市白銀三丁目六の一四 十和田市西十二番町一の一三	平成一九・六・一 一九・八・一 一九・二・一 " " " " " "

青森県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業所	指定年月日
株式会社ピ リーブケア	主たる事務所の 所在地 青森市長島三丁目 一〇の一 熊谷ビル 二〇一 八戸市長苗代二丁目 二〇の一 オフィ ス長苗代二C C	平成 一九・二・一

青森県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	平内歯科医院	むつ市海老川町一四の一	平成一九・七・三
変更後	ひらない歯科医院		

青森県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
名称 株式会社ピ リーブケア	名称 主たる事務所の 所在地 青森市長島三丁目 一〇の一 熊谷ビル 二〇一	名称 所在地 青森市長苗代二丁目 一〇の一 熊谷ビル 二〇一	平成 一九・二・一
訪問介護	福祉用具 貸与	訪問介護	
訪問入浴 介護	訪問介護	訪問介護	
訪問介護	訪問介護	訪問介護	

株式会社クケ	岩手県盛岡市愛宕町一〇の二七	介護予防 認知症 生活型 共同	株式会社クケ 八戸営業所	八戸市根城三丁目一八の三	一九二〇・一
社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字上ノ平六〇	介護予防 認知症 生活型 共同	グループレク の郷	三戸郡田子町大字茂市字仲田二の二	一九二・一
社会福祉法人三笠苑	弘前市大字堀越一丁目二九三の	介護予防	グループレク ピア白神	三戸郡田子町大字上ノ平六〇	〃
社会福祉法人鶴住会	北津軽郡板柳町大字野中二〇二	介護予防	デイサービス 鶴住	北津軽郡板柳町大字野中二〇二	一九四・一
社会福祉法人同伸会	八戸市大字久保一丁目三二の	介護予防	杏の里 のあ家	八戸市桜ヶ丘三丁目四の三	一九二・一
倉石ハーネス株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中一	介護予防	デイサービス 桜	三戸郡三戸町大字川守田字大明地一八の四	一九二・五
有限会社オフェイス マベチ	十和田市西二丁目三七の二	介護予防	ヘルパ あさひ	十和田市西二丁目一三の二	一九二・一
有限会社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	介護予防	サテライト 武田の湯	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	一九九・六
〃	〃	介護予防	デイサービス 宝森	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の二	一九二〇・一
〃	〃	介護予防	訪問介護 宝森	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の二	〃

青森県告示第八百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社工コー	十和田市西十三番町四の二八	JA十和田市居宅介護支援事業所「ぎずな」	十和田市東一番町六の五一	一九三・一
株式会社ピリアブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一	株式会社ピリアブケア	八戸市類家四丁目八の一	平成一九二・一

青森県告示第八百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社工コー	十和田市西十三番町四の二八	株式会社工コー	十和田市東一番町六の五一	一九三・一
株式会社ピリアブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一	株式会社ピリアブケア	八戸市是川三丁目二の三	平成一九二・一

青森県告示第八百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売業者	特定介護予防福祉用具販売所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
株式会社ピ リブケア	株式会社青森福 祉用具センター	平成 一九・二・一
青森市長島三丁目 の一熊谷ビル二 〇一〇号	八戸市是川三丁目 二の三	
株式会社工 コ	J A 十和田市福 祉用具センター 「きずな」	一九・三・一
十和田市西十三番 町四の二八	十和田市東一番町 六の五一	
株式会社ケ ア・テック	株式会社ケア・ テック八戸営業 所	一九・二・一
岩手県盛岡市愛宕 町一〇の二七	八戸市根城三丁目 一八の三	

青森県告示第八百三十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の九〇
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百三十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
弘前市
- 二 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 三 測量の期間
平成十九年十一月十五日から平成二十年一月二十五日まで
- 四 測量の地域
弘前市南西部

青森県告示第八百三十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。
平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
弘前市
- 二 測定の種類
公共測量（道路台帳平面図作成）
- 三 測定の期間
平成十九年六月二十二日から同年十月三十一日まで
- 四 測定の地域
弘前市西部

公 告

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	第三三九号
生産業者の氏名又は名称及び住所	日本ホワイトファーム株式会社 上北郡横浜町字林尻一〇二の一〇〇
肥料の種類	加工家きんぶん肥料
肥料の名称	発酵鶏糞

検査の結果の概要		
その他検査	分析検査	
	指摘事項	項目
保証票調査	指摘事項なし	主成分 窒素全量、りん酸全量、加里全量 有害成分 ひ素 その他の制限事項 水分
指摘事項なし	指摘事項なし	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 千葉建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 千葉 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一二二三六号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 千葉建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 千葉 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二三六号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 和田電気商会
- 二 代表者の氏名 和田 稔
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ッ橋七〇の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六四九〇号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市南町二丁目三二の三 二〇八、三二の三四〇五及 び三一の三四〇六	一〇四・二九 メートル	六・〇〇メートル	平成 一九二・三

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品の名称及び数量

- 一 一般撮影装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年十一月十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
江渡商事株式会社
青森市問屋町二丁目一の一五
- 六 契約金額
五千六百七十万円
- 七 随意契約の理由
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十九年十月五日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭